秋田市公報 大きた

第1194号

令和6年05月10日

秋田市山王一丁目1番1号 発行所 秋田市総務部文書法制課 電話 018-888-5427

目次

公平委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

文書法制課(第1号)

4

上下水道局管理規程

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

上下水道局総務課(第4号)

6

告示

一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について	環境総務課(第118号)	7
空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務の委託について	環境総務課(第119号)	8
秋田市ふるさと応援寄附金の収納事務の委託について	人口減少・移住定住対策課(第120号)	9
秋田市ふるさと応援寄附金の指定納付受託者の指定について	人口減少·移住定住対策課 (第121号)	10
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消しについて	防災安全対策課(第122号)	12
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	防災安全対策課(第123号)	13
災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消しについて	防災安全対策課(第124号)	14
災害対策基本法に基づく指定避難所の指定について	防災安全対策課(第125号)	15
指定納付受託者の指定について	市民課(第126号)	16
令和6年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	資産税課(第127号)	17
指定納付受託者の指定について	観光振興課(第128号)	18
指定納付受託者の指定について	新屋ガラス工房(第129号)	19
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について	環境都市推進課(第130号)	20
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課 (第131号)	41

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定について	介護保険課(第132号)	45
指定居宅サービス事業者の廃止について	介護保険課(第133号)	47
指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業 者および指定介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課(第134号)	48
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車 等の撤去および保管について	交通政策課(第135号)	50
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第136号)	52
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第137号)	53
差押調書(謄本)および配当計算書の公示送達について	納税課(第138号)	54
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第139号)	55
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第140号)	56
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第141号)	57
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室(第142号)	58
国民健康保険税納税通知書(課税年度令和5年 賦課年度令和5年)の公示送達に ついて	国保年金課(第143号)	59
令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齡医療課(第144号)	60
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書の公示送達について	市民税課(第145号)	61
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第146号)	62
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第147号)	63
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課(第148号)	64
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第149号)	65
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第150号)	66
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第151号)	67
差押調書謄本および配当計算書の公示送達について	国保年金課収納推進室(第152号)	68
教委告示		
教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課(第8号)	69
農委告示		
農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局(第4号)	70
所有者等を確知できない農地について	農業委員会事務局(第5号)	71

r 1.534-11 (f		
上下水道局告示		
肯定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課(第11号)	73
指定給水装置工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課(第12号)	74
指定排水設備工事業者の廃止について	上下水道局給排水課(第13号)	75
消防本部告示		
指定催しの指定について	消防本部予防課(第1号)	76
指定催しの指定について	消防本部予防課(第2号)	77
公告		
都市計画の変更の案の縦覧について	都市計画課	78
都市計画の案の縦覧について	都市計画課	80
予防接種法に基づき実施する令和6年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷 風、Hib感染症、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピロー マウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、イ ンフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の定期接種について	健康管理課	81
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	96
杵可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	97
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	98
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	99
土地改良法による頭首工管理規程の認可について	農地森林整備課	100
次田農業振興地域整備計画の変更について	農業農村振興課	104
New Add At Ar		
選管公告		

選挙管理委員会事務局 105

令和5年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月18日

秋田市公平委員会 委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年秋田市公平委員会規則第1 号)の一部を次のように改正する。

秋田城跡歷史資料館 事務長 別表市長の補助機関の項所属機関の項中 千秋美術館 事務長 参事 副参事 秋田城跡歷史資料館 事務長 副参事 を 千秋美術館 副館長 事務長 副参事 佐竹史料館 佐竹史料館 に、 事務長 参事 事務長 副参事 市民相談センター 副参事 所長 所長補佐 副参事 市民相談センター

保健所 保健所 に、 所長 次長 課長 担当課長 参事 課 を 所長 次 長補佐 副参事 参事 課長 子ども未来センター 長 副理事 課長 担当課長 所長 副参事 補佐 副参事 子ども家庭センター を 所長 課長 参事 副参事 公設地方 中央卸売市場 市場長 市場長 室長 副参事 に、 を 副参事 園芸振興センター 園芸振興 所長 副参事 所長 卸売市場 卸売市場再整備担当部長 室長 に改める。 センター

附則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第4号

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程 第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第25条第2号および第27条第3号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣 および環境大臣」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

秋田市告示第118号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

- 1 受託人の住所および氏名秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1公益財団法人秋田市総合振興公社理事長 根 田 隆 夫
- 2 委託の期間令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第119号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

- 1 受託人の住所および氏名秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1公益財団法人秋田市総合振興公社理事長 根 田 隆 夫
- 2 委託の期間令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第120号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次の者に収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

- 1 収納事務を委託した歳入 秋田市ふるさと応援寄附金
- 2 委託を受けた者の名称、所在地および委託期間

名称	所在地	委託期間
株式会社トラスト	東京都品川区上大崎三丁	令和6年4月1日から
バンク	目1番1号	令和7年3月31日まで
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2-2	令和6年4月1日から
	-1 京橋エドグラン13	令和7年3月31日まで
	F	
楽天グループ株式	東京都世田谷区玉川一丁	令和6年4月1日から
会社	目14番1号 楽天クリム	令和7年3月31日まで
	ゾンハウス	
株式会社アイモバ	東京都渋谷区桜丘町22-	令和6年4月1日から
イル	14 N.E.S.ビルN棟2階	令和7年3月31日まで
株式会社JR東日	東京都渋谷区千駄ヶ谷5	令和6年4月1日から
本ネットステーシ	-27-11 アグリスクエ	令和7年3月31日まで
ョン	ア新宿4階	
ANAあきんど株	東京都中央区日本橋2-	令和6年4月1日から
式会社	14 - 1	令和7年3月31日まで

秋田市告示第121号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則 (平成9年秋田市規則第37号) 第43条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金(インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。)

2 指定納付受託者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社秋田ジェ	秋田市大町二丁目4番44号	令和6年4月1日
ーシービーカード		
株式会社秋田国際	秋田市大町1丁目3-8 秋	令和6年4月1日
カード	田ディライトビル3階	
株式会社トラスト	東京都品川区上大崎三丁目1	令和6年4月1日
バンク	番 1 号	
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2-2-1	令和6年4月1日
	京橋エドグラン13F	
PayPay株式	東京都千代田区紀尾井町1-	令和6年4月1日
会社	3	
楽天グループ株式	東京都世田谷区玉川一丁目14	令和6年4月1日
会社	番1号 楽天クリムゾンハウ	
	ス	
株式会社DGフィ	東京都渋谷区恵比寿南三丁目	令和6年4月1日
ナンシャルテクノ	5番7号	

ロジー		
株式会社アイモバ	東京都渋谷区桜丘町22-14	令和6年4月1日
イル	N. E. S. ビルN棟2階	
株式会社JR東日	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27	令和6年4月1日
本ネットステーシ	-11 アグリスクエア新宿4	
ョン	階	

秋田市告示第122号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

1 名称 下北手中学校体育館

所在地 秋田市下北手松崎字走り崎14番地

対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震

収容人数 282人

2 名称 下北手中学校グラウンド

所在地 秋田市下北手松崎字走り崎14番地

対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震

収容人数 5,500人

秋田市告示第123号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月1日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

1 名称 旧下北手中学校体育館

所在地 秋田市下北手松崎字走り崎14番地

対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震

収容人数 282人

2 名称 旧下北手中学校グラウンド

所在地 秋田市下北手松崎字走り崎14番地

対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震

収容人数 5,500人

秋田市告示第124号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第2項の規定に基づき、指定避難所の指定を次のとおり取り消したので、同項の規定により告示する。

令和6年4月1日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

名称 下北手中学校体育館

所在地 秋田市下北手松崎字走り崎14番地

収容人数 282人

秋田市告示第125号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

名称 旧下北手中学校体育館

所在地 秋田市下北手松崎字走り崎14番地

収容人数 282人

秋田市告示第126号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する 指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第 37号)第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定 したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 株式会社秋田国際カード 秋田市大町一丁目3番8号
 - (2) 株式会社秋田ジェーシービーカード 秋田市大町二丁目4番44号
 - (3) 三井住友カード株式会社 東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMBC豊洲ビル
 - (4) 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入 別紙(省略)のとおり
- 3 指定納付受託者を指定した年月日 令和6年4月1日

秋田市告示第127号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定に基づき、地方 税法(昭和25年法律第226号)第410条第1項の規定によって決定した令和 6年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同 条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

秋田市告示第128号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する 指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第 37号)第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定 したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 株式会社秋田国際カード 秋田市大町一丁目3番8号
 - (2) 株式会社秋田ジェーシービーカード 秋田市大町二丁目4番44号
 - (3) 三井住友カード株式会社 東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMBC豊洲ビル
 - (4) 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入 秋田城跡歴史資料館ほか5施設の観覧料および図録頒布収入
- 3 指定納付受託者を指定した年月日 令和6年4月1日

秋田市告示第129号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する 指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第 37号)第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定 したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 株式会社秋田ジェーシービーカード 秋田市大町二丁目4番44号
 - (2) 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
 - (3) 株式会社秋田国際カード 秋田市大町一丁目3番8号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入 ガラス作品等売払収入および作品売払分配金
- 3 指定納付受託者を指定した年月日 令和6年4月1日

秋田市告示第130号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和6年4月1日から令和8年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

1 秋田市南通築地15番36号

株式会社秋田卜一屋

代表取締役 挽 野 泰 次

ドジャース 新屋店

ドジャース 広面店

ドジャース 楢山店

2 秋田市川尻町字大川反233番地の60

株式会社たけや製パン

代表取締役 武 藤 真 人

デイリーヤマザキ 秋田工業団地店

デイリーヤマザキ 中通七丁目店

デイリーヤマザキ 秋田南バイパス店

デイリーヤマザキ 柳田川崎店

3 秋田県大館市清水四丁目4番15号

株式会社伊徳

代表取締役社長 塚 本 徹

いとく 新国道店

いとく 秋田東店

いとく 土崎みなと店

いとく 川尻店

いとく 自衛隊通店

いとく 追分店

4 秋田県湯沢市柳町二丁目1番40号

有限会社中央市場

代表取締役 金澤 正 樹

ビフレ 東通店

ビフレ 御野場店

秋田まるごと市場

5 秋田市卸町二丁目2番7号株式会社秋田まるごと市場代表取締役社長 大 島 紳 司

6 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号 株式会社マツモトキョシ東日本販売 代表取締役 多 田 将 一 薬マツモトキョシ イオンモール秋田店 薬マツモトキョシ 秋田駅ビルALS店

ドラッグストアマツモトキョシ メルシティ潟上店

7 東京都府中市若松町一丁目38番地の1

株式会社サンドラッグ

代表取締役 貞 方 宏 司

サンドラッグ 新国道店

サンドラッグ 土崎自衛隊通店

サンドラッグ 八橋大畑店

8 秋田市土崎港中央一丁目8番30号

株式会社イシカワ

代表取締役 石 川 元

株式会社イシカワ

9 秋田市山王臨海町4番37号

株式会社ドジャース商事 代表取締役 挽 野 江 司 ドジャース 食品館 ドジャース 本館

- 10 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県職員消費生活協同組合 理事長 伊 藤 政 仁 秋田県庁売店 秋田地方総合庁舎売店 秋田県庁第二庁舎売店
- 11 秋田市御所野湯本六丁目2番40号株式会社ナイス

代表取締役 齋 藤 寛 之

ナイス 外旭川店

ナイス 仁井田店

ナイス 新屋店

ナイス 割山店

ナイス 追分店

ナイス 八橋店

ナイス 仁井田南店

ナイス 土崎店

ナイス 山手台店

ナイス フォンテAKITA店

12 秋田市牛島東五丁目3番26号

株式会社マルダイ

取締役社長 寺 田 朋 和

マルダイ 八橋店

マルダイ 土崎店

マルダイ 牛島店

マルダイ 広面店

マルダイ おのば店

- 13 秋田市南通築地1番29号 中通生活協同組合 組合長 小 林 仁 中通生活協同組合 本店
- 14 横手市大森町字大森182番地 株式会社うえたストア 代表取締役 上 田 昌 一 うえたストア 外旭川店
- 15 秋田市土崎港北六丁目1番30号 生活協同組合コープあきた 理事長 大 川 功 生活協同組合コープあきた 共同購入センター 生活協同組合コープあきた 土崎店 生活協同組合コープあきた 茨島店
- 16 青森県弘前市大字末広二丁目2番地10
 株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 大久保 勝 之
 スーパードラッグアサヒ 秋田中央店
 スーパードラッグアサヒ 秋田広面店
 スーパードラッグアサヒ Express秋田勝平店
 スーパードラッグアサヒ 秋田八橋店
 スーパードラッグアサヒ 外旭川店
- 17 秋田市雄和相川字銅屋260番地 渡 邉 惠 子 渡留商店
- 18 秋田市広面字土手下108番地1 株式会社JA秋田なまはげライフサービス 代表取締役 鎌 田 徹 Aコープ 大正寺店

- 19 秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地2 佐 藤 三 男 バナフィショップ
- 20 秋田県大仙市川目字町東33番地 株式会社タカヤナギ 代表取締役 髙 柳 智 史 グランマート 泉店 グランマート 外旭川店 グランマート 手形店
- 21 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号株式会社薬王堂

代表取締役 西 郷 辰 弘

薬王堂 秋田茨島店

薬王堂 秋田外旭川店

薬王堂 秋田河辺店

薬王堂 秋田東通店

薬王堂 潟上追分店

薬王堂 秋田天徳寺通店

薬王堂 秋田土崎港店

22 秋田市土崎港北一丁目6番25号

イオン東北株式会社

代表取締役 辻 雅信

マックスバリュ 泉店

マックスバリュ 港北店

イオンスタイル 茨島

イオンスタイル 広面

マックスバリュ 河辺店

マックスバリュエクスプレス 新屋関町店

ザ・ビッグ 潟上店

イオンスタイル 御所野

イオン 秋田中央店

- 23 東京都品川区南大井六丁目22番7号
 - DCM株式会社

代表取締役社長 石 黒 靖 規

- DCM 茨島店
- DCM 広面北店
- DCM 広面店
- 24 秋田市保戸野通町3番31号 株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐 野 元 彦 佐野薬局 本店 佐野薬局 広面店 山王佐野薬局
- 秋田市泉北二丁目4番23号株式会社マルエーうちや代表取締役 海 風 正 ージェイマルエー 泉店ジェイマルエー 旭南店ジェイマルエー 御所野店ジェイマルエー 広面店ジェイマルエー 茨島店ジェイマルエー 茨島店
- 26 青森県八戸市根城六丁目22番10号株式会社サンデー 代表取締役社長 川 村 暢 朗 サンデー 秋田自衛隊通店 サンデー 秋田御野場店 サンデー 秋田八橋店
- 27 秋田市飯島鼠田一丁目5番41号 大 友 征 一

フレッシュ大友総合食品店

28 秋田県男鹿市船越字内子89番地株式会社アマノ

代表取締役 天 野 良 喜

スーパーセンターアマノ 御所野店

スーパーセンターアマノ 井川店

スーパーセンターアマノ 男鹿店

- 29 秋田市大町一丁目4番22号株式会社せきや代表取締役 関 谷 秀 樹 せきや
- 30 秋田県湯沢市前森一丁目2番6号 株式会社日敷 代表取締役 小田原 豊 博 ホームセンターハッピー 外旭川店
- 31 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号 株式会社ツルハ

代表取締役 八 幡 政 浩

ツルハドラッグ 秋田広面北店

ツルハドラッグ 外旭川店

ツルハドラッグ 秋田泉南店

ツルハドラッグ 秋田広面店

ツルハドラッグ 秋田将軍野店

ツルハドラッグ 秋田土崎店

ツルハドラッグ 天王長沼店

ツルハドラッグ 秋田御所野店

ツルハドラッグ 東通店

ツルハドラッグ 茨島店

ツルハドラッグ 秋田川尻店

ツルハドラッグ 秋田楢山店

ツルハドラッグ 秋田寺内店

ツルハドラッグ 秋田仁井田店

ツルハドラッグ 秋田中通店

ツルハドラッグ 秋田牛島店

ツルハドラッグ 秋田八橋店

ツルハドラッグ 秋田山王店

ツルハドラッグ 秋田川尻西店

ツルハドラッグ 秋田手形店

32 秋田市外旭川字四百刈29番地

秋田青果株式会社

代表取締役 畑 山 治

生鮮いちばん 土崎店

33 青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセンター西青森店2階 紅屋商事株式会社

代表取締役社長 秦 雅 秀

メガ 土崎店

メガ 仁井田店

メガ 新国道店

34 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

株式会社長崎屋

代表取締役 赤 城 真一郎

ドン・キホーテ 秋田店

35 新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社コメリ

代表取締役 捧 雄一郎

コメリハードアンドグリーン 秋田飯島店

コメリPRO 泉店

コメリパワー 秋田卸町店

コメリハードアンドグリーン 河辺和田店

コメリハードアンドグリーン 雄和店

- 36 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1号 株式会社サンアメニティ秋田支社 支社長 金 澤 直 樹 国際教養大学 売店 AIU SHOP
- 37 秋田市新屋松美ガ丘南町2番10号 有限会社佐藤酒店 取締役 佐 藤 キョヱ 有限会社佐藤酒店
- 38 秋田市卸町三丁目6番6号 株式会社秋田県酒類卸 取締役社長 佐 藤 卯兵衛 ファミリーマート 秋田仁井田新中島店 ファミリーマート 秋田南通り店 ファミリーマート 秋田赤れんが館通り店
- 39 秋田市旭南三丁目7番48号 株式会社英雄 代表取締役 冨 野 和 巳 酒の英雄 本店
- 40 秋田市寺内字神屋敷295-49 みちのくキヤンテイーン株式会社秋田営業所 所長 安 藤 頁 みちのくキヤンテイーン 秋田県立大学秋田キャンパス売店
- 41 秋田市旭南三丁目1番14号 有限会社ジャガ・コーポレーション 代表取締役 佐々木 政 昭 ファミリーマート 秋田新屋扇町店
- 42 秋田市新屋鳥木町4番56号 株式会社キートス 代表取締役 土 佐 尚 人 ローソン 秋田御野場新町店

- ローソン 秋田新屋鳥木町店
- 43 秋田市手形新栄町7番24号 株式会社藤井酒店 代表取締役 藤 井 秋 一 藤井酒店
- 44 秋田市寺内蛭根一丁目3番22号 有限会社尚 代表取締役 長谷川 浩 之 ローソン 秋田寺内イサノ店 ローソン 秋田八橋田五郎二丁目店
- 45 秋田市八橋イサノ一丁目7番11号 藤 原 房 雄 ローソン 秋田新屋比内町店
 - ローソン 秋田新屋日吉町店
- 46 秋田市外旭川字大畑63番地1 小 林 三 男
 - ローソン 秋田泉中央三丁目店
 - ローソン 秋田泉登木店
 - ローソン 秋田泉南一丁目店
- 47 秋田市御野場新町三丁目13番1号 株式会社K&Kメルシ

代表取締役 湊 一 利

- ローソン 秋田日赤病院前店
- ローソン 秋田保戸野原の町店
- ローソン 秋田泉ななかまど通り店
- ローソン 秋田駅西店
- ローソン 秋田保戸野千代田町店

ローソン 秋田自衛隊通店

- 49 秋田市大平台四丁目 4 番地23 有限会社シーアンドエル 代表取締役 辻 永 均 ローソン 雄和石田店
- 50 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地株式会社ダイユーエイト代表取締役社長 柳 沼 忠 広ダイユーエイト 秋田潟上店ダイユーエイト 秋田寺内店
- 51 秋田市川元開和町4番9号
 有限会社コンエンタープライズ
 代表取締役 金 靖 子
 ローソン 秋田さくら店
 ローソン 秋田旭北錦町店
- 52 秋田市御野場新町三丁目17番22号 石 川 雅 樹 ローソン 秋田仁井田緑町店
- 53 秋田市御野場新町三丁目2番22号 株式会社畠山商店 代表取締役 畠 山 稔 ローソン 秋田外旭川八柳店
- 54 秋田市中通五丁目 9 番20-806号山 口 健 吾セブンイレブン 秋田中通 6 丁目店セブンイレブン ホテルメトロポリタン秋田店
- 55 秋田市南ケ丘二丁目 9番 4 号 鈴 木 芳 貴 セブンイレブン 秋田広面店
- 56 秋田市千秋矢留町6番14-1203号

池 田 学

セブンイレブン 秋田将軍野南3丁目店

57 秋田市仁井田字西潟敷25番地8

石 井 栄 治

セブンイレブン 秋田牛島東3丁目店

58 秋田市御所野下堤一丁目4番3号

吉 川 透

セブンイレブン 秋田四ツ小屋店

59 秋田市広面字宮田6番地1 ドエルイーストサイド202

志 賀 聡 彦

セブンイレブン 秋田寺内蛭根店

60 秋田市新屋町字関町後190番地82

阿 部 真理子

セブンイレブン 秋田山王中島町店

61 秋田市広面字広面233番地

伊藤典 之

セブンイレブン 秋田東通8丁目店

62 秋田市泉北三丁目3番3-605号

柳谷直樹

セブンイレブン 秋田飯島新町2丁目店

63 秋田市川元山下町4番22号 グレイタス川元A101号

木次谷 英 一

セブンイレブン 秋田川尻みよし町店

64 秋田市八橋三和町19番36号

三 浦 綱 毅

セブンイレブン 秋田将軍野南2丁目店

65 秋田県南秋田郡五城目町大川大川字下川原47番地9

畠 山 秀 美

セブンイレブン 秋田土崎港北7丁目店

セブンイレブン 秋田土崎港店

66 秋田市新屋天秤野1番26号

殿 村 新

セブンイレブン 秋田旭南1丁目店

セブンイレブン 秋田新屋田尻沢店

67 秋田市外旭川字山崎292番地7

小 番 紀 征

セブンイレブン 秋田泉北3丁目店

68 秋田市桜台三丁目8番7号

佐 藤 祐 子

セブンイレブン 秋田寺内堂ノ沢店

69 秋田市広面字小沼古川端50番地 グランドール小沼102

渡 部 雅 浩

セブンイレブン 秋田東通仲町店

セブンイレブン 秋田手形山崎店

70 秋田県潟上市天王字西長根40番地14

有限会社エムズ

代表取締役 三 浦 卓

ローソン 秋田土崎港南二丁目店

71 秋田市楢山城南新町28番15号

保 坂 朱有吾

ファミリーマート 秋田寺内イサノ店

72 秋田市楢山本町1番22号

庄 司 成 行

ローソン 秋田大町二丁目店

ローソン 秋田中通一丁目店

ローソン 秋田南通亀の町店

73 秋田市八橋南一丁目13番8号

菊 地 志保子

セブンイレブン 秋田外旭川八柳2丁目店

74 秋田市新屋日吉町3番37号

樫尾永次

ファミリーマート 秋田卸町店

75 秋田市保戸野八丁 5番42号 メゾンド・ソレイユ201号 小 野 貴 セブンイレブン 秋田広面谷内佐渡店

76 秋田市御野場新町一丁目15番13号 八 柳 孝 美 ファミリーマート 秋田新屋日吉町店 ファミリーマート 秋田南大橋店

77 秋田市新屋朝日町3番13号 ディアス朝日202 佐々木 敦セブンイレブン 秋田新屋豊町店

78 秋田市広面字野添80番地8南 野 塁セブンイレブン 秋田明田店

79 秋田市下新城中野字街道端西241番地500 中 川 真智子 ファミリーマート 秋田土崎港相染町店

- 80 秋田市中通四丁目 5番 6号 秋銀・明治安田ビル 9 F JR東日本東北総合サービス株式会社秋田営業支店 取締役秋田支店長 佐 藤 誠 記 秋田生鮮市場 保戸野店
- 81 秋田市御所野堤台二丁目 6 番地 54 加 藤 美沙子 セブンイレブン 秋田御所野堤台店
- 82 秋田市河辺和田字和田81番地 今 野 博 子 今野喜栄堂
- 83 秋田市横森五丁目2番13号 有限会社なおと

取締役 佐々木 直 人 ローソン 秋田川尻総社町店 ローソン 秋田寺内蛭根店

- 84 秋田市新屋日吉町41番20号 阿 部 昌 博 セブンイレブン 秋田山王5丁目店
- 85 秋田県横手市赤坂字荒沼32番地5 三 浦 光 紀 セブンイレブン 秋田仁井田本町店
- 86 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦 セブンイレブン 秋田山王6丁目店
- 87 秋田市飯島飯田一丁目10番16-2号石 田 康 宏セブンイレブン 秋田山王1丁目店
- 88 秋田市新屋前野町4番16号 富 岡 直 人 ファミリーマート 秋田茨島四丁目店 ファミリーマート 秋田御野場二丁目店
- 89 秋田市土崎港西一丁目3番38号 株式会社アイマール 代表取締役 武 田 昭 彦 ローソン 秋田ベイパラダイス店
- 90 秋田市広面字広面17番地 有限会社酒の福屋 代表取締役 福 島 直 人 ファミリーマート 秋田広面板橋添店 ファミリーマート 秋田中央インター通店 ファミリーマート 秋田仁井田栄町店

ファミリーマート 秋田牛島東五丁目店

ファミリーマート 秋田東通り店

ファミリーマート 秋田ぽぽろーど店

ファミリーマート 秋田飯島道東店

91 秋田市南通みその町3番49号

株式会社関

代表取締役 関 潔

ローソン 秋田御所野店

ローソン 秋田御所野堤台一丁目店

92 秋田市牛島東七丁目16番38号

工 藤 圭 介

セブンイレブン 秋田セリオンタワー前店

93 秋田市将軍野東三丁目5番38-2号

齊 藤 和 史

ファミリーマート 秋田桜一丁目店

ファミリーマート 秋田添川店

ファミリーマート 秋田勝平店

94 秋田市南通築地7番27号 ベルトピア秋田4B 108号

福田勉

セブンイレブン 秋田南通宮田店

セブンイレブン 秋田仁井田二ツ屋店

95 秋田市牛島西四丁目27番2号

有限会社協栄酒店

代表取締役 船 木 伸之輔

ファミリーマート 秋田広面北店

ファミリーマート 秋田中通六丁目店

96 秋田市大町四丁目3番44号 パストラルハイム大町601

佐々木 仁

セブンイレブン 秋田大町4丁目店

97 秋田市土崎港西一丁目2番38-4号

松岡清美

ファミリーマート 秋田上飯島店

98 秋田市将軍野東二丁目12番64-5号

吉 田 和 樹

ローソン 秋田仁井田本町店

99 秋田市飯島松根東町5番6-2号 ライフキャップ松根東J 佐 藤 さくら

ローソン 秋田土崎港北七丁目店

100 青森市大字三内字玉作2番地72

株式会社丸大サクラヰ薬局

代表取締役 今 寿

ハッピー・ドラッグ 秋田泉北店

ハッピー・ドラッグ 秋田新屋店

ハッピー・ドラッグ 秋田保戸野店

101 秋田市飯島西袋二丁目12番10号

佐 藤 滝 仁

ファミリーマート 秋田飯島中央店

102 秋田県潟上市昭和豊川山田字家の上62番地

石 川 世希子

ローソン 秋田土崎港西三丁目店

103 秋田市新屋豊町7番86号

有限会社善正

代表取締役 今 野 亜紀子

ローソン 秋田割山店

104 秋田市泉中央二丁目27番28号

有限会社本間酒店

代表取締役 本 間 賢

本間酒店

105 秋田市添川字添川70番地

米 塚 亜津子

セブンイレブン 秋田山王大通り店

106 秋田市土崎港中央5丁目4番24号 株式会社鳴海屋

代表取締役 鳴 海 能 仁

ローソン 秋田将軍野青山店

ローソン 天王追分店

ローソン 秋田飯島薬師田店

107 長野県飯山市南町13番地3 株式会社モリキ 代表取締役 錦 織 征 紀 ドラッグセイムス 秋田新屋店

108 秋田市浜田字自在山70番地天 野 陽 子ローソン 秋田山王けやき通店ローソン 秋田市役所店

109 秋田市手形字西谷地31番地

株式会社木下 代表取締役 木 下 順 子 セブンイレブン 秋田手形西谷地店 セブンイレブン フォンテ秋田店

110 秋田市楢山大元町5番2号 有限会社ならやま酒店 代表取締役 石 川 健 ローソン 秋田山王中島町店 ローソン 秋田東通一丁目店

111 秋田市御所野元町一丁目1番2-208号 鈴 木 真太郎

ローソン 秋田河辺店

ローソン 秋田牛島駅前店

ローソン 秋田仁井田栄町店

ローソン 秋田茨島六丁目店

112 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号 株式会社ローソン 東北カンパニー東北エリアサポート部 部長 城 戸 貢 ローソン 秋田八橋大畑店 ローソン 秋田山王中園店

113 秋田市南通亀の町6番5号 グリーンキャピタル南大通603 長谷部 公 功 ファミリーマート 秋田雄和店

114 由利本荘市神沢字神沢104番地 佐藤明 セブンイレブン 秋田卸町3丁目店

115 秋田市広面字二階堤17番地7 株式会社わいわいワールド 代表取締役 佐 藤 由香利 セブンイレブン 秋田保戸野桜町店 セブンイレブン 秋田広面屋敷田店

116 秋田市山王臨海町3番13号 アーバンハイツ山王105 工 藤 眞由子 ファミリーマート 秋田山王臨海町店

117 秋田市下新城長岡字長岡49番地 安田礼司方 福 田 俊 平 ローソン 秋田外旭川天徳寺通店

118 秋田市将軍野東一丁目1番23号 佐藤大地 ローソン 秋田金足片田店

119 秋田市太平山谷字貝ノ沢218番地髙 髙 圭ローソン 秋田広面蓮沼店

120 秋田市飯島松根東町2番33号

齋 藤 ゆかり

ローソン 秋田北インター店

121 秋田市土崎港西二丁目12番48号 ビレッジハウス土崎2-201 伊藤 幹 子 ローソン 秋田土崎港中央五丁目店

122 秋田市千秋矢留町2番3号 オリンピア千秋公園402号 株式会社La.f.

代表取締役 安 田 君 子 セブンイレブン 秋田割山店 セブンイレブン 秋田通町店 セブンイレブン 秋田添川店

セブンイレブン 秋田キャッスルホテル店

123 秋田市卸町三丁目3番7号 株式会社辻源 代表取締役社長 辻 昭 久 株式会社辻源

124 秋田市卸町四丁目7番9号 株式会社桑原 代表取締役社長 桑 原 株式会社桑原

株式会社桑原 秋田北営業所

125 秋田市東通館ノ越2番12号 株式会社折安 代表取締役社長 渡 部 智 樹 株式会社折安 株式会社折安

126 秋田県横手市卸町8番4号 株式会社丸幸 代表取締役 伊 藤 義 継 株式会社丸幸 秋田営業所 诱

- 127 秋田市新屋豊町4番64号 株式会社誠文社 代表取締役 松 浦 亮 株式会社誠文社
- 128 秋田市新屋扇町 5 番36号 平 川 広 秋 平川ふくろ店
- 129 秋田市外旭川字三千刈147番地の1 株式会社かねひろ 代表取締役 土 田 博 美 株式会社かねひろ パッケージプラザかねひろ 泉店
- 130 秋田市将軍野南三丁目10番 9 号 秋田成幸産業株式会社 代表取締役 利 部 浩 秋田成幸産業株式会社

秋田市告示第131号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和6年4月1日

課所室名	委任事務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務ならびに情報公開・個 人情報保護および特定歴史公文書等の利用に関する費用の徴収についての事 務
財産管理活用課	財産管理活用課において取り扱う財産売払い収入および財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務。市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
市民税課	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務。入札保証金および契約保証金の出納に関する事務。市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
資産税課	資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納 に関する事務
納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滯納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄本交付手数料の収納に関する事務
スポーツ振興課	市立体育館、市営運動場および附属地の使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、餌やり体験収入および寄附金の収納に関する事務
秋田城跡歴史資料館	秋田城跡歴史資料館の観覧料の収納に関する事務および釣銭の出納保管に関 する事務
千秋美術館	美術館観覧料および図録頒布収入の収納に関する事務。 釣銭の出納保管に関する事務
赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料 の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料、使用料、旧金子家住宅使用料および資料頒布収入の 収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅および如斯亭庭園の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
生活総務課	地縁による団体の証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。 斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
市民課	市民課所管に係る証明手数料、前納に係る斎場使用料および郵便請求による 金券の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国民健康保険税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務

課所室名	委任事務
後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入 金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭 の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および 領収書の保管に関する事務
西部市民サービスセンター	西部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
新屋ガラス工房	新屋ガラス工房使用料、ガラス作品等売払収入、作品売払分配金、制作体験 料収入および光熱水費等利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関 する事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。 釣銭の出納保管に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納 に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳 入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事 務
南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
東部市民サービスセンター	東部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、交付手数料および 諸収入の収納に関する事務
中央市民サービスセンター	中央市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、複写機使用料等の 収納および釣銭の出納保管に関する事務
市民相談センター	計量検査手数料の収納に関する事務
駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。釣銭の出納保管に 関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に 関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
福祉総務課	老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納 に関する事務
障がい福祉課	福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付元利金および老人保護費負担金に関する事務
保護第一課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
	介護保険料および滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納
介護保険課	保管その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する 事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する 事務
保健予防課	入札保証金および契約保証金の出納に関する事務
健康管理課	入札保証金および契約保証金の収納に関する事務
衛生検査課	抑留犬の返還に関する費用および抑留犬の飼養管理費の徴収に関する事務。 釣銭の出納保管に関する事務。秋田市保健所取扱手数料の徴収事務。入札保 証金の収納に関する事務
子ども育成課	保育料および滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育 料および電話使用料の収納に関する事務

課所室名	委任事務
子ども福祉課	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金、助産施設保護費負担金、母子生活支援施設保護費負担金、児童手当および児童扶養手当の返還金ならびに医療給付費返還金の収納に関する事務。児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料および これらに附帯する収入金の収納に関する事務ならびに入札保証金および契約 保証金に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
総合環境センター	総合環境センター所管施設内において拾得した金銭の収納に関する事務
産業企画課	産業企画課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設および 園芸振興センター内の6次産業化加工研修室の使用料の収納に関する事務。 入札保証金および契約保証金に関する事務
農業農村振興課	農業農村振興課における諸証明手数料の収納に関する事務
市場管理室	秋田市公設地方卸売市場の使用料等の収納に関する事務
園芸振興センター	直売イベントにおける生産物の売払い収納および出納保管に関する事務
建設総務課	入札保証金の収納に関する事務
公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リ ゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金(千秋公園 さくらファンド)の収納に関する事務。秋操近隣公園テニスコート使用料の 収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料(住宅政策課を除く。) および入札保証金の 収納に関する事務。土地売払収入の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関 する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入および屋外広告物等申請手数料の収納、屋外広告業登録申請手数料の収納ならびに開発許可等申請手数料の収納に関する事務
建築指導課	建築確認申請手数料等の収納に関する事務
住宅政策課	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納 に関する事務
会計課	有価証券および名目不明金の出納保管に関する事務
教育委員会総務課	公衆電話使用料の収納に関する事務
学事課	学校給食費、入札保証金、就学援助費等返納金および学校保健安全事業に係る返納金の収納に関する事務
学校教育課	有価証券の出納保管に関する事務
生涯学習室	入札保証金の収納に関する事務
太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務
中央図書館明徳館	中央図書館明徳館の公衆電話利用料、マイクロフィルム複写代金および複写機利用料の収納に関する事務。館内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の複写機利用料および館内において拾得した金銭に係る返還金の 収納に関する事務
新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料、マイクロフィルム複写代金および複写機利用 代金の収納に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納なら びに公衆電話使用料の収納に関する事務
美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料、入学金および校舎使 用料の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金の収納に関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務

秋田市告示第132号

介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項、第78条の2第1項、 第79条第1項、第115条の2第1項および第115条の22第1項の規定に基づ き、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅 介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事 業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第115 条の10および第115条の30の規定により告示する。

令和6年4月2日

事業者の	事業所の	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの
名 称	名称			種類
秋田在宅介	秋田在宅介	秋田市横森一丁目	令和6年4月	訪問介護
護株式会社	護株式会社	20番30号	1日	N/ IFI / IIZ
株式会社	訪問看護ス	秋田市桜二丁目26	 令和 6 年 4 月	訪問看護、
	テーション	番19号 桜テナン		介護予防訪
stella	ぴーす	ト B 号室	1日	問看護
秋田在宅介	さくらデイ	秋田市横森四丁目	令和6年4月	地域密着型
護株式会社	サービス	9番36号	1 目	通所介護
社会福祉法人晃和会	本道の街デ イサービス センター	秋田市柳田字川崎138番地	令和6年4月 1日	地域密着型通所介護
合同会社秋 田まちとケ ア協働舎	ケアマネジ ャーのまち けあ	秋田市山王三丁目 1番1号 秋田県 庁第二庁舎3階創 業支援室A-8	令和6年4月 1日	居宅介護支援

秋田在宅介	ケアプラン	秋田市横森一丁目	令和6年4月	居宅介護支
護株式会社	よこもり	20番30号	1 日	援
医療法人久盛会	三楽園居宅 介護支援事業所	秋田市飯島字堀川84番地20	令和6年4月 1日	介護予防支援
株式会社グリーンリーフ	赤とんぼ居 宅介護支援 事業所	秋田市仁井田本町 六丁目2番8号 レジデンス関B棟 102号室	令和6年4月 1日	介護予防支援
社会福祉法人いずみ会	リンデンバ ウムいずみ ケアプラン センター	秋田市泉菅野二丁目17番11号	令和6年4月 1日	介護予防支援
株式会社コ ンフィディ ンス	みるくてぃ ーケアプラ ンセンター	秋田市大住南二丁目8番19号	令和6年4月 1日	介護予防支援
株式会社き ららホール ディングス	きらら居宅 介護支援事 業所	秋田市川元開和町 1番35号 東和ビ ル1階	令和6年4月 1日	介護予防支援
社会福祉法人豊生会	ふれ愛の里 居宅介護支 援センター	秋田市豊岩小山字中山216番地27	令和6年4月 1日	介護予防支援

秋田市告示第133号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和6年4月2日

事業者の	事業所の	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの
名 称	名 称	事 表別 の別 仕 地	廃业07年月日	種類
医療法人正観会	御野場ホームヘルパーステーション	秋田市仁井田新 田三丁目14番17 号	令和6年4月1日	訪問介護

秋田市告示第134号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第78条の5第2項、 第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス 事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および 指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78条、第78条の11、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和6年4月2日

事業者の	事業所の	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの
名 称 社会福祉法	名称			種類
人秋田市社 会福祉協議	河辺デイサ ービスセン ター	秋田市河辺三内 字外川原34番地 2	令和6年3月31 日	通所介護
社会福祉法人晃和会	本道の街デ イサービス センター	秋田市柳田字川崎138番地	令和6年3月31 日	通所介護
株式会社ねこの手	ねこの手ケ アプランセ ンター	秋田市山王六丁 目1番13号 山 王プレスビル8 階	令和6年3月31 日	居宅介護支援
有限会社秋 田在宅介護 サービスセ ンター	ケアプランよこもり	秋田市横森一丁目20番30号	令和6年3月31 日	居宅介護支援

有限会社秋 田在宅介護 サービスセ ンター	有限会社秋 田在宅介護 サービスセ ンター	秋田市横森一丁目20番30号	令和6年3月31 日	訪問介護
有限会社秋 田在宅介護 サービスセ ンター	さくらデイ サービス横 森店	秋田市横森四丁目9番36号	令和6年3月31 日	地域密着型通所介護
有限会社ハ ンドネット ワーク	有限会社ハ ンドネット ワーク	秋田市外旭川字 三後田169番地 エクセル山本1 F	令和6年3月31 日	特定福祉用 具販売、特定介護予防 福祉用具販売
株式会社シンワ	デイサービ ス拓稜	秋田市土崎港南二丁目4番40号	令和6年3月31 日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第135号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号) 第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和6年4月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台
 - (2) 撤去し、保管した年月日 令和6年3月1日から同月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 令和6年4月5日から同年10月5日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を 提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者 であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766 秋田市東通仲町4番3号 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第136号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年4月5日

秋田市長 穂 積 志

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
270	通町いわま薬局	秋田市大町一丁目 2番26号	株式会社いわま薬局 代表取締役 岩 間 雄 一	令和6年 5月1日

秋田市告示第137号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年4月10日

- 2 変更があった認可地縁団体の名称 秋田市広面東町町内会
- 2 認可年月日平成9年12月2日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 吉 田 智 明 秋田市広面字樋ノ下29番地8 変更後 工 藤 学 秋田市広面字樋ノ下24番地1
- 4 変更年月日令和6年3月24日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第138号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が 請求したときは、いつでも交付する。

令和6年4月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名 住所 秋田県大館市字新町11番地名称 根田商事株式会社
- 2 送達する書類

差押調書(謄本) 1通

配当計算書 1通

秋田市告示第139号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和6年4月10日

秋田市長 穂 積 志

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	開設者名	廃止年月日
199	池田薬局通町店	秋田市大町一丁目2番26号	代表取締役 池 田 壮 亮	令和6年 3月31日

秋田市告示第140号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和6年4月11日

秋田市長 穂 積 志

指定番号	医療機関 の名称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
31	矢野薬局	秋田市泉中央五丁目 18番12号	有限会社矢野薬品 取締役 矢 野 友 高	令和6年 3月31日

秋田市告示第141号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年4月11日

秋田市長 穂 積 志

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指定年月日
271	矢野薬局	秋田市泉中央五丁目 18番12号	有限会社みどりケアサー ビス 代表取締役 岡 絵利子	令和6年 5月1日

秋田市告示第142号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため 送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第 1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室 に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年4月11日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別 別紙(省略)のとおり

秋田市告示第143号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年4月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書 (課税年度令和5年 賦課年度令和5年)

秋田市告示第144号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受ける べき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年4月12日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第145号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が 請求したときは、いつでも交付する。

令和6年4月12日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達すべき書類の名称令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書

秋田市告示第146号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年4月17日

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 館ノ下町内会
- 2 認可年月日平成17年9月13日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 鎌 田 一 美 秋田市上北手猿田字館ノ下91番地 変更後 茂 木 誠 秋田市上北手猿田字館ノ下145番地
- 4 変更年月日令和6年3月31日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第147号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和6年4月18日

秋田市長 穂 積 志

指定番号	医療機関の 名 称	所 在 地	開設者名	廃止年月日
90	中央薬局勝平店	秋田市新屋勝平町 2番32号	有限会社中央薬局 取締役 中 村 清 誉	令和6年 4月12日

秋田市告示第148号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による 身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身 体障害者福祉法施行細則(平成7年秋田市規則第34号)第5条の規定によ り告示する。

令和6年4月19日

医師氏名			ı	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
Щ	田	雅	浩	秋田大学医学部	腎臓内科	じん臓機能障害
				附属病院	血液内科	免疫機能障害

秋田市告示第149号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年4月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 四ツ小屋下町内会
- 2 認可年月日平成4年7月3日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 新 田 宏 光 秋田市四ツ小屋字笹葉350番地1 変更後 榎 寿 一

秋田市四ツ小屋字街道東11番地3

- 4 変更年月日令和2年2月23日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第150号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年4月23日

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 四ツ小屋下町内会
- 2 認可年月日平成4年7月3日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 榎 寿 一 秋田市四ツ小屋字街道東11番地3 変更後 工 藤 春 一 秋田市四ツ小屋字城下当場174番地
- 4 変更年月日令和6年2月25日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第151号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第10項の規定により、 告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年4月23日

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 大沢町内会
- 2 認可年月日平成16年9月15日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所 変更前 高 橋 力 秋田市河辺大沢字中島6番地1 変更後 佐々木 勇 人 秋田市河辺大沢字中田72番地1
- 4 変更年月日令和6年1月3日
- 5 変更の理由 役員改選による

秋田市告示第152号

次の国民健康保険税差押調書謄本および配当計算書は、本人の住所又は 居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律 第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書謄本および配当計算書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年4月26日

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所 富 樫 集 秋田市旭南二丁目2番46号 リラフォート城町105
- 2 送達する書類 差押調書謄本および配当計算書

秋田市教委告示第8号

令和6年4月4日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和6年4月2日

秋田市教育委員会 教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

- 1 令和6年度秋田市の教育について
- 2 職員の人事について承認を求める件

秋田市農委告示第4号

令和6年4月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和6年4月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 4 農用地利用集積計画(令和6年度第1号計画)に関する件
- 5 非農地証明申請に関する件
- 6 令和6年度最適化活動の目標の設定等に関する件

秋田市農委告示第5号

下記農地は農地法(昭和27年法律第229号)第33条第1項に該当する農地であるので、同条第2項の規定により準用する同法第32条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月26日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積	農地に関する	農地の所有者
		(m^2)	権利の種類	等の情報
秋田市上新城道川字	田	113	所有権	登記名義人
五百刈沢132番1				篠田鉄男
秋田市上新城道川字	田	200	所有権	登記名義人
五百刈沢133番1				篠田鉄男
秋田市上新城道川字	田	486	所有権	登記名義人
五百刈沢134番1				篠田鉄男
秋田市上新城道川字	田	1,010	所有権	登記名義人
五百刈沢135番1				篠田鉄男
秋田市上新城中字鼻	田	549	所有権	登記名義人
コシリ48番1				篠田鉄男
秋田市上新城中字鼻	田	420	所有権	登記名義人
コシリ49番1				篠田鉄男

農地法第33条第1項:耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地2 この告示は、農地法第33条第1項の農地について、同条第2項の規定により準用する同法第32条第2項および第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき

使用および収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知できないことから行うものである(農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む)。

- 3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2か月以内に、 次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書 類を添えて秋田市農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所(法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)
 - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この告示があった日から起算して2か月以内に所有者等から申 出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にそ の旨を通知し、当該告示に係る農地について県知事の裁定により利用権 の設定が行われることがある。

秋田市上下水道局告示第11号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号)第8条の3第1号の規定により告示する。

令和6年4月3日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名		代表	長者		所在地	指定年月日
株式会社和賀組	和	賀	幸	雄	湯沢市柳町二丁目	令和6年3月28日
					2番40号	

秋田市上下水道局告示第12号

水道法 (昭和32年法律第177号) 第25条の7の規定に基づき秋田市指定 給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例 施行規程 (昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号) 第8条の3第4号 の規定により告示する。

令和6年4月9日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名		代表	長者		所在地	廃止年月日
株式会社あたご	佐	藤	義	孝	秋田市楢山愛宕下	令和6年4月1日
					11番61号	

秋田市上下水道局告示第13号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の廃止の届出があったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号)第9条第3号の規定により告示する。

令和6年4月9日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名		代表	長者		所在地	廃止年月日
株式会社あたご	佐	藤	義	孝	秋田市楢山愛宕下	令和6年4月1日
					11番61号	

秋田市消防本部告示第1号

秋田市火災予防条例(昭和48年秋田市条例第27号)第50条の2第1項の 規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の 規定により告示する。

令和6年4月18日

秋田市消防長 渡 辺 邦 博

記

催しの開催場所	本町通り、中央通りおよび土崎神明社周辺
催しの名称	土崎港曳山まつり
催しの開催期間	令和6年7月20日(土)および同月21日(日)

秋田市消防本部告示第2号

秋田市火災予防条例(昭和48年秋田市条例第27号)第50条の2第1項の 規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の 規定により告示する。

令和6年4月24日

秋田市消防長 渡 辺 邦 博

記

	竿燈大通り周辺、秋田市役所市民の広場および産
催しの開催場所	業会館跡地
催しの名称	秋田竿燈まつり
催しの開催期間	令和6年8月2日(金) 前夜祭
惟しい用惟期間	令和6年8月3日(土)から同月6日(火)まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書 を提出することができる。

令和6年4月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
 - (1) 秋田都市計画地区計画 泉ハイタウン地区計画
 - (2) 秋田都市計画地区計画 山手台地区計画
 - (3) 秋田都市計画地区計画 仁井田福島地区計画
 - (4) 秋田都市計画地区計画 桜台地区計画
 - (5) 秋田都市計画地区計画 御所野元町地区計画
 - (6) 秋田都市計画地区計画 御所野下場·元町地区計画
 - (7) 秋田都市計画地区計画 御所野地蔵田地区計画
 - (8) 秋田都市計画地区計画 南ヶ丘地区計画
- 2 位置および区域

内

3 縦覧期間

令和6年4月8日から同月22日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書 を提出することができる。

令和6年4月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称秋田都市計画地区計画 横町地区計画
- 2 位置および区域 秋田市大町五丁目および大町六丁目地内
- 3 縦覧期間

令和6年4月8日から同月22日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき実施する令和6年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、Hib感染症、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、高齢者の肺炎球菌感染症、インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の定期接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年4月23日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
ジフテリア	生後2月から生後90	(1) ジフテリア、百日せき、急性灰
百日せき	月に至るまでの間に	白髄炎、破傷風およびHib感染
急性灰白髄炎	ある者	症について同時に行う第1期の予
破傷風		防接種は、沈降精製百日せきジフ
H i b 感染症		テリア破傷風不活化ポリオヘモフ
第1期		ィルスb型混合ワクチン(五種混
		合ワクチン)を使用し、初回接種
		については20日以上の間隔をおい
		て3回、追加接種については初回
		接種終了後6月以上の間隔をおい
		て1回、それぞれ皮下接種又は筋
		肉内注射により行うものとし、接
		種量は毎回0.5ミリリットルとす
		る。

		(2) ジフテリア、百日せき、破傷風
		および急性灰白髄炎について同時
		に行う第1期の予防接種は、五種
		混合ワクチン又は沈降精製百日せ
		きジフテリア破傷風不活化ポリオ
		混合ワクチン(四種混合ワクチ
		ン)を使用し、20日以上の間隔を
		おいて3回、追加接種については
		初回接種終了後6月以上の間隔を
		おいて1回、それぞれ皮下に注射
		するものとし、接種量は毎回0.5
		ミリリットルとする。
		(3) H i b 感染症の予防接種は、
		(1)と同じ接種方法および回数と
		する。
ジフテリア	11歳以上13歳未満の	沈降ジフテリア破傷風混合トキソ
破傷風	者	イドを1回皮下に注射するものと
第2期		し、接種量は0.1ミリリットルとす
		る。
麻しん	生後12月から生後24	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワク
風しん	月に至るまでの間に	チン又は乾燥弱毒生麻しんワクチン
第1期	ある者	もしくは乾燥弱毒生風しんワクチン
		を1回皮下に注射するものとし、接
		種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん	5歳以上7歳未満の	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワク
風しん	者(小学校就学の始	チン又は乾燥弱毒生麻しんワクチン
第2期	期に達する日の1年	もしくは乾燥弱毒生風しんワクチン
	前の日から当該始期	を1回皮下に注射するものとし、接
	に達する日の前日ま	種量は0.5ミリリットルとする。
	での間にある者)	
·		

日本脳炎	生後6月から生後90	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン
第1期	月に至るまでの間に	を、初回接種については6日以上の
	ある者	間隔をおいて2回接種し、追加接種
		については2回目の接種終了後6月
		以上の間隔をおいて1回皮下に注射
		する。接種量は毎回0.5ミリリット
		ルとする(3歳未満の者にあって
		は、接種量を0.25ミリリットルとす
		る。)。
日本脳炎	9歳以上13歳未満の	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを
第 2 期	者	1回皮下に注射するものとし、接種
		量は0.5ミリリットルとする。
結核	1歳に至るまでの間	経皮接種用乾燥BCGワクチンを
(BCG)	にある者	上腕外側の中央部に滴下し、管針法
		により1回行うものとし、2箇接種
		とする。
小児の肺炎球	生後2月から生後60	(1) 生後2月から生後7月に至るま
菌感染症	月に至るまでの間に	でに接種開始する場合(標準的接
	ある者	種方法)
		ア 初回接種は、標準的には生後
		12月までに27日以上の間隔で3
		回接種。ただし、初回2回目、
		3回目の接種は生後24月に至る
		までに行うこととし、それを超
		えた場合は行わないこと。ま
		た、初回2回目の接種は生後12
		月に至るまでに行うこととし、
		月に至るまでに行うこととし、 超えた場合は初回3回目の接種

- イ 追加接種は初回接種終了後60 日以上の間隔をおいて、生後12 月に至った日以降に1回接種。 標準的には生後15月に至るまで の間に行う。
- ウ アおよびイの接種回数は、計 4回までとする。
- (2) 生後7月に至った日の翌日から 生後12月に至るまでに接種開始す る場合
 - ア 初回接種は、標準的には生後 12月までに27日以上の間隔で2 回接種。ただし、初回2回目の 接種は生後24月に至るまでに行 うこととし、それを超えた場合 は行わないこと(追加接種は実 施可能)。
 - イ 追加接種は、生後12月に至った日以降に、初回接種終了後60 日以上の間隔をおいて、1回接 種すること。
 - ウ アおよびイの接種回数は、計 3回までとする。
- (3) 生後12月に至った日の翌日から 生後24月に至るまでに接種開始す る場合
 - 60日以上の間隔をおいて2回までの接種とする。
- (4) 生後24月に至った日の翌日から 生後60月に至るまでに接種開始す

る場合

1回までの接種とする。

(5) (1)から(4)までのワクチンは、 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン 又は沈降13価肺炎球菌結合型ワク チンを使用し、接種量はそれぞれ 毎回0.5ミリリットルとし、皮下 接種又は筋肉内注射により行う。

染症

マウイルス感 る年度の初日から16 歳となる日の属する 年度の末日までの間 にある女子

> 【キャッチアップ接 種】平成9年4月2 日から平成20年4月 1日までの間に生ま れた女子

ヒトパピロー 12歳となる日の属す (1) 組換え沈降 2 価ヒトパピローマ ウイルス様粒子ワクチンを使用す る場合は、1月の間隔をおいて2 回行った後、1回目の注射から6 月の間隔をおいて1回行う。ただ し、当該方法をとることができな い場合は、1月以上の間隔をおい て2回行った後、1回目の注射か ら5月以上、かつ2回目の注射か ら2月半以上の間隔をおいて1回 行う。接種量は毎回0.5ミリリッ トルとし、筋肉内注射する。

> キャッチアップ接種において、 1回目の注射から行う場合は、前 段の方法により接種を行うこと。 2回目の注射から行い、当該方法 をとることができない場合は、1 回目の注射から1月以上の間隔を おいて2回目を行った後、1回目 の注射から5月以上、かつ2回目 の注射から2月半以上の間隔をお いて3回目を行うこと。3回目の

注射から行う場合は、上記の間隔を全て満たすことを確認の上、可能な限り速やかに行うこと。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、筋肉内注射する。

(2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、2月の間隔をおいからは、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行うがでをおいまった後、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。接種量は、毎回0.5ミリットルとし、筋肉内注射する。

- (3) 組換え沈降9価ヒトパピローマ ウイルス様粒子ワクチンを使用す る場合は、以下のいずれかの方法 (アに掲げる方法については、第 1回目の接種時に12歳となる日の 属する年度の初日から15歳に至る までの間にある者に対して当該予 防接種を行う場合に限る。)によ り行うものとする。接種量は、毎 回0.5ミリリットルとし、筋肉内 注射する。
 - ア 標準的な接種方法として、6 月の間隔をおいて2回行うこ と。ただし、当該方法をとるこ とができない場合は、5月以上 の間隔をおいて2回行うこと。
 - イ 標準的な接種方法として、2 月の間隔をおいて2回行った 後、1回目の注射から6月の間 隔をおいて1回行うこと。ただ し、当該方法をとることができ ない場合は、1月以上の間隔を おいて2回行った後、2回目の 注射から3月以上の間隔をおい て1回行うこと。

水痘

生後12月から生後36 ある者

乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用 月に至るまでの間にし、生後12月から生後15月に達する までの期間を標準的な接種期間とし て、1回目の接種を行い、2回目 は、3月以上、標準的には6月から

		12月までの間隔をおいて接種するも
		のとする。接種量は、毎回0.5ミリ
		リットルとし、皮下に注射する。
B型肝炎	1歳に至るまでの間	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27
	にある者	日以上の間隔をおいて2回皮下に注
		射した後、第1回目の注射から139
		日以上の間隔をおいて1回皮下に注
		射するものとし、摂取量は、毎回
		0.25ミリリットルとする。
ロタウイルス	(1) 1 価	経口弱毒生ヒトロタウイルスワク
感染症	出生6週0日後	チンを27日以上の間隔をおいて2回
	から出生24週0日	経口投与するものとし、接種量は毎
	後までの間にある	回1.5ミリリットルとするか、又は
	者	5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチ
	(2) 5 価	ンを27日以上の間隔をおいて3回経
	出生6週0日後	口投与するものとし、接種量は毎回
	から出生32週0日	2 ミリリットルとする。
	後までの間にある	
	者	
インフルエン	(1) 65歳以上の者	インフルエンザの予防接種はイン
ザ	(2) 60歳以上65歳未	フルエンザHAワクチンを毎年度1
	満の者であって、	回皮下に注射するものとし、接種量
	心臓、じん臓又は	は0.5ミリリットルとする。
	呼吸器の機能に自	
	己の身辺の日常生	
	活活動が極度に制	
	限される程度の障	
	がいを有する者お	
	よびヒト免疫不全	
	ウイルスにより免	

	疫の機能に日常生	
	活がほとんど不可	
	能な程度の障がい	
	を有する者(身体	
	障害者手帳1級所	
	持者)	
高齢者の肺炎	(1) 65歳の者	高齢者の肺炎球菌感染症の予防接
球菌感染症	(2) 60歳以上65歳未	種は、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカ
	満の者であって、	ライドワクチンを1回、筋肉内又は
	心臓、じん臓又は	皮下に注射するものとし、接種量
	呼吸器の機能に自	は、0.5ミリリットルとする。
	己の身辺の日常生	
	活活動が極度に制	
	限される程度の障	
	がいを有する者お	
	よびヒト免疫不全	
	ウイルスにより免	
	疫の機能に日常生	
	活がほとんど不可	
	能な程度の障がい	
	を有する者(身体	
	障害者手帳1級所	
	持者)	
新型コロナウ	(1) 65歳以上の者	新型コロナウイルス感染症の予防
イルス感染症	(2) 60歳以上65歳未	接種は、毎年度秋冬に1回行うこ
	満の者であって、	と。
	心臓、じん臓又は	なお、接種開始日や使用ワクチン等
	呼吸器の機能に自	については、別途厚生労働省より示
	己の身辺の日常生	すこととする。
	活活動が極度に制	

2 予防接種を実施する期日等

(1) 期日

ア インフルエンザ

令和6年10月1日から令和7年2月28日までの間で各受託医療機 関が定める実施日

イ 新型コロナウイルス感染症

秋冬の間で各受託医療機関が定める実施日各受託医療機関が定める実施日

ウア、イ以外の予防接種

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間で各受託医療機 関が定める実施日

(2) 場所

別表(省略)のとおり

- 3 予防接種の対象者から除かれる者
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

- (5) 麻しんおよび風しんに係る予防接種にあっては、妊娠していること が明らかな者
- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防 接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあっては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあっては、腸重積症 の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(そ の治療が完了した者を除く。)又は重症複合免疫不全症の所見が認め られる者
- (9) 高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の対象者にあっては、既に 23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種したこと がある者
- (10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 予防接種を受けるに際して医師と相談が必要な者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫 不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
 - (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム (ラテックス) が含まれている製 剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
 - (7) 結核の予防接種にあっては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

- (8) ロタウイルス感染症の予防接種にあっては、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者
- 5 各予防接種における個別の留意事項
 - (1) 日本脳炎
 - ア 予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。) 附則第2条の規定に基づく特例の対象者は、平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者であって、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者(生後6月から90月まで、又は9歳以上13歳未満にある者)とする。
 - (ア) 実施規則附則第2条第1項関係

残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて2回接種する。 第2期接種は、第1期終了後6日以上の間隔をおくこと。

(4) 実施規則附則第2条第1項関係

残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、既に接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。

(ウ) 実施規則附則第2条第2項関係

日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。

- イ 実施規則附則第3条の規定に基づく特例の対象者は、平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者であって、20歳未満にある者(平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者)とする。
 - (7) 実施規則附則第3条第1項関係

残り3回の予防接種を行う場合(第1期の初回接種を1回受けた者)は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、

9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(イ) 実施規則附則第3条第1項関係

残り2回の予防接種を行う場合(第1期初回接種が終了した者)は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(ウ) 実施規則附則第3条第1項関係

残り1回の予防接種を行う場合(第1期の予防接種が終了した 者)は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第2期接種として、 9歳以上の者に対し、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(エ) 実施規則附則第3条第2項から第5項まで関係

予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第1期の初回接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種する。

(2) ヒトパピローマウイルス感染症

次に掲げる者については、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、予診に当たっては、これらの者の接種について慎重な判断が行われるよう留意すること。

ア 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある者

イ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛 や四肢のしびれが生じたことのある者

(3) 水痘

平成26年10月1日より前の接種の取扱い

ア 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をおいて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した生後12月から生後36

月に至るまでの間にある者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。

- イ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワク チンを1回接種した者は、既に当該定期接種を1回受けたものとみ なすこと。
- ウ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に 2回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、既に当該定期接 種を1回受けたものとみなすこと。この場合においては、生後12月 以降の初めての接種から3月以上の間隔をおいて1回の接種を行う こと。

(4) ロタウイルス感染症

- ア 出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい。 このため、定期接種の周知に当たっては、その旨を伝えること。
- イ 出生15週0日後以降に初回接種を行う場合、上記について十分に 説明を行い、同意を得られた場合に接種すること。
- ウ ワクチン接種後に間欠的な啼泣や不機嫌、血便、嘔吐等腸重積症 を疑う症状が被接種者にみられる場合は、速やかに医師の診察を受 けさせるよう、接種時に保護者に対して説明すること。

6 予防接種料金

(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、Hib感染症、麻 しん、風しん、日本脳炎、結核、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピロ ーマウイルス感染症、水痘、B型肝炎およびロタウイルス感染症の各 定期の予防接種

無料

(2) インフルエンザ

各医療機関が設定する接種料金から委託料2,625円を上限とし差し引いた額、非課税世帯に属する者は委託料3,225円を上限とし差し引いた額とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立

の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者は無料とする。

(3) 高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種

各医療機関が設定する接種料金から委託料5,251円を上限とし差し引いた額、非課税世帯に属する者は各医療機関が設定する接種料金から6,251円を上限とし差し引いた額とする。ただし、生活保護法に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者は無料とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第35条の2第1項の規定により、 令和5年12月26日付け秋田市指令第8118号で許可した開発行為に関する工 事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年4月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名 秋田市浜田字館ノ丸152番地15 株式会社ドリームビルド 代表取締役 佐々木 道 人
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 秋田市広面字谷内佐渡187番

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定により、令和6年1月12日付け秋田市指令第293号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名 秋田市仁井田緑町86番1号 イーワンホーム株式会社 代表取締役 阿 部 京 三
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 秋田市仁井田二ツ屋二丁目312番1および313番1

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(令和6年度第1号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課
- 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および 国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに12月29日から1月3日まで(休日を除く。)を除く。

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和6年4月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類農用地利用集積等促進計画
- 2 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課
- 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および 国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに12月29日から1月3日まで(休日を除く。)を除く。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定に基づき、 雄和中央土地改良区から変更認可申請のあった頭首工管理規程について、 令和6年4月24日に認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとお りその概要を公告する。

令和6年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 趣旨

この規程は、雄和中央土地改良区が県営事業によって造成された土地 改良施設の維持管理計画書第3章第2節に基づき、頭首工の維持、操作 その他の管理について必要な事項を定める。

2 管理者

頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程の定めるところにより、頭首工を管理する。

3 異例の処置

管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、緊 急に措置を要する場合を除き、理事長の承認を得なければならない。

4 水位の制限

各頭首工における河川の水位の上限は次のとおりとする。

会沢0.30メートル、大沢0.30メートル、八神沢0.30メートル、椿川 1.50メートル、築場1.80メートル

5 水位の基準

頭首工の水位は、堤体または制水ゲートに取り付けられた水位計の示 度による。

6 かんがい期

毎年4月10日から8月31日までをかんがい期間とする。

7 取水

管理者は、かんがい期において気象、水象およびかんがいの状況を考慮しつつ、受益地の必要な水量を取水する。

8 計画取水量

頭首工からのかんがい用水は、次の取水量を基準とする。

椿川0.109から0.167立方メートル、築場0.110から0.167立方メートル

9 取水時のゲート操作

かんがい用水の取水を行うときは、頭首工の水位および取水量に応じて、制水ゲートおよび取水ゲートの開度を調節して行う。

10 取水量の測定

取水量の測定は、取入水門内側の用水路に取り付けられた量水標の示度による。

取水量の測定は、正確を期すため毎年1回流量測定を行い、その結果 に基づいて取水量測定標を補正する。

11 責任放流量

責任放流量は管理者判断とし、水位が標高の上限以内のときは制水門 ゲートうち1基のみを開扉し、これの調節により水位を上限以内に保ち つつ放流する。

12 出水時の放流

頭首工の水位が上限を超え、以後増水するときは、順次に他の制水門 ゲートを開扉し水位を上限に保ちながら放流するものとし、さらに上限 を超えて増水するときは、すべての制水門ゲートを全開の状態におく。

頭首工の水位が上限を超えたときは、取入水門ゲートを開扉する。

13 出水後の操作

頭首工の水位が上限に減じた後は、水位を上限に保ちながら減水に応じて制水門ゲートを順次閉扉する。

14 点検および整備

管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作に必要な機械器具、警報、通信連絡および観測に必要な設備、管理に必要な船舶および車両ならびに これらの操作に必要な資材を常に良好な状態に保つための点検および整 備を行わなければならない。

15 監視

管理者は、頭首工およびその周辺について常に監視を行い、その維持 および保全に支障をおよぼす行為の取り締まりならびに危険防止に努め なければならない。

16 洪水警戒熊勢

管理者は、秋田地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報または警報が発せられたときや、頭首工の水位が上限を超えることが予想されるときは、洪水警戒態勢をとらなければならない。

17 洪水警戒態勢時の措置

管理者は、洪水警戒態勢をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担 当部署に配置し、次の措置をとらなければならない。

- (1) 関係気象台、市、土地改良区その他機関との連絡ならびに気象および水象に関する観測および情報の収集を密接に行う。
- (2) ゲートならびにゲート操作に必要な機械器具の点検整備、予備電源 設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置をとる。
- (3) 河川流量および水位を常に注意し、出水時の頭首工の操作に万全を期す。

18 洪水警戒態勢の解除

管理者は、頭首工の水位が上限以下となり、再び増水のおそれがない と認められたときは、洪水警戒態勢を解除する。

19 旱魃時の措置

管理者は、かんがい期において頭首工の水位が上限以下に低下するおそれがあるときは、その水位および頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置をする。

20 管理日誌

管理者は、頭首工管理日誌を備え、次に掲げる事項について記録し、 毎月10日までに前月分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告し なければならない。

(1) 気象(天候、気温、降雨量、積雪量等)

- (2) 水象(水位、水温等)
- (3) 頭首工地点における放流
- (4) かんがい用水取水量
- (5) ゲート操作の時刻および開度
- (6) 点検および整備に関する事項
- (7) その他頭首工の管理に関する事項

秋田農業振興地域整備計画(昭和48年秋田市告示第25号)を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和6年4月30日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および 国民の祝日(以下「休日」という。)ならびに12月29日から1月3日まで(休日を除く。)を除く。

秋市選管公告

令和5年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により公告する。

令和6年4月17日

秋田市選挙管理委員会 委員長 古 谷 薫

令和5年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

閲覧の年月日	令和5年5月1、2、8日
	株式会社フィデア情報総研 代表取締役 宇野 寿人
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王三丁目4番23号
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登載者

閲覧の年月日	令和5年5月23日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあって は、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5丁目15番8号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第96、98投票区の選挙人名簿登載者

閲覧の年月日	令和5年6月5~7日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあって は、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第90~104投票区の選挙人名簿登載者

閲覧の年月日	令和5年6月21、22、28、29日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあって は、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第6投票区の選挙人名簿登載者

令和5年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

閲覧の年月日	令和5年7月6日
申出者の氏名	阿部 義人
申出者が法人である場合にあって は、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、11、12、27投票区の選挙人名簿登載 者

閲覧の年月日	令和5年8月8日
申出者の氏名	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあって は、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5丁目15番8号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第14投票区の選挙人名簿登載者

閲覧の年月日	令和5年8月23日
申出者の氏名	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあって は、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5丁目15番8号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第1投票区の選挙人名簿登載者

閲覧の年月日	令和5年9月12日
申出者の氏名	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨
申出者が法人である場合にあって は、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋1-7-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第12、13、30、37、59、80投票区の選挙人 名簿登載者

令和5年度における選挙人名簿抄本閲覧状況

閲覧の年月日	令和5年10月12日
申出者の氏名	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部 世論調査部長 杉田 義文
申出者が法人である場合にあって は、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町1-7-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第74投票区の選挙人名簿登載者

10	
閲覧の年月日	令和5年10月24、25日
	株式会社フィデア情報総研 代表取締役 宇野 寿人
申出者が法人である場合にあって は、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王三丁目4番23号
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登載者

閲覧の年月日	令和5年11月15日
申出者の氏名	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあって は、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5丁目15番8号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第55投票区の選挙人名簿登載者

14	
閲覧の年月日	令和6年2月27日
申出者の氏名	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあって は、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座五丁目15番8号
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第55、56、59投票区の選挙人名簿登載者